

## 令和6年能登半島地震により被災された お客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この地震に伴う被害により、災害救助法が適用された新潟県の12市1町およびその周辺地域の5市5町2村の計25市町村<sup>※1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申し出いただいた場合には、電気料金の特別措置を適用いたします。

### <特別措置の内容>

#### 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2023年11月分の電気料金の支払期日<sup>※2</sup>を1か月間延長いたします。

### <特別措置の申込方法>

当社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

#### 「お問い合わせ窓口」

東北電力フロンティア株式会社 カスタマーセンター

【電話】050-3189-4031

※ 受付時間：月～金（土日祝日を除く。）9：00～17：00

【Web】お問い合わせフォーム：<https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new>

※ 営業時間外および土日祝日のお問い合わせについては、翌営業日以降にご連絡させていただきます。

※1 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金の特別措置の適用対象市町村（1月4日時点：25市町村）

<災害救助法適用日：1月1日>

#### ■ 災害救助法適用対象市町村（12市1町）

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、  
南魚沼市、三島郡出雲崎町

#### ■ 隣接市町村（5市5町2村）

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡  
田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

※2 2023年11月分の支払期日は、2024年1月10日となります。

以上